

重度の障がいがある人への各種手当

▼申し込み・問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班(西合志庁舎)
 ☎(242)1149
 FAX(348)5271

在宅で重度の障がいがある人に手当を支給します。

●対象 身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を要する20歳未満の人

特別障害者手当

●月額 26,830円

●対象 身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の入所者などは対象外

障がいの程度

●特別障害者手帳1・2級程度と療育手帳A1・A2程度の障がいがある2つ以上重複もしくはそれと同程度の障がい
 ※施設入所者、病院や診療所に継続して3カ月を超えて入院している人は対象外

障害児福祉手当

●月額 14,600円

●対象 身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を要する20歳未満の人

障がいの程度

●特別障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A1・A2程度
 ※障害年金などの受給者、施設入所者などは対象外

特別児童扶養手当

●月額 1級51,500円
 2級34,300円

●対象 心身に一定以上(重度〜中程度)の障がいがある20歳未満の児童を養育する人
 ※児童が児童福祉施設などに入所している場合は対象外

現況届は忘れずに

●特別障害者手当
 ●障害児福祉手当
 ●特別児童扶養手当
 ●経過福祉手当
 これらの手当の受給者は、受給資格要件確認のため、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届の提出が必要です。

必要書類などは受給者に直接通知します。提出がなければ8月以降の手当を受給できなくなりますので、忘れずに届け出を行なってください。
 期間中、どうしても都合のつかない人はご連絡ください。
 ●提出期間 8月12日(金)〜31日(水)



ひとり親家庭などで児童を養育している人への制度

▼申し込み・問い合わせ先

子育て支援課(西合志庁舎)
 ☎(242)1159

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にして児童を養育する家庭に支給します。

支給額

●支給額 受給資格者と扶養義務者(同居している親など)の所得に応じて区分されます。この区分は、毎年、現況届の審査状況で見直されます。

事実婚と認められる場合は

●事実婚とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係(定期的訪問があつて、定期的な生活費の補助を受けているなど。同居の有無を問わない)が存在する状態です。
 ●事実婚の場合は、児童扶養手当の受給対象外となりますので、手当を受けている人で事実婚の状態にあると思われる人は、速やかに資格喪失の届け出をしてください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

●ひとり親家庭(父子・母子家庭)などの生活安定と福祉の向上のため、医療費の一部を助成します。

●対象 次の全てを満たす人
 ・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険

各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
 ・市内に住所を有するひとり親家庭の父もしくは母およびその者に扶養されている児童または父母のない児童
 ※所得制限があります。
 ●助成期間
 ・児童：18歳に達する日以降最初の3月31日まで
 ・父・母など：児童が20歳に達する月末まで(ただし、児童を扶養している場合)
 ●助成額 助成対象者が支払った一部負担金の3分の2に相当する額
 ●現況届を忘れずに
 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には8月上旬に関係書類を送付しています。
 現況届の提出がないと、8月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなりますのでご注意ください。
 ●提出期限 8月31日(水)

ことぶき教養大学8月ミニ学習会 体験バスツアー 防災センターへGO!

熊本地震でヴィーブルが被災したため、本年度のことぶき教養大学学習会は、規模を縮小して開催します。

8月のテーマは防災。熊本地震であらためて災害の恐ろしさを体験した私たちですが、ひとりで防災といっても火災や救急、自然災害(地震・台風)などさまざまです。どのような備えや対策が必要なのか、体験ツアーで学んでみませんか。

- とき 8月25日(木) 午前9時 ヴィーブル集合
- ところ 熊本市消防局 防災センター
- 対象 ことぶき教養大学 講座生 (定員70人。応募多数の場合は抽選)
- 参加費 無料

- 申込方法 電話でお申し込みください。
- 申込期限 8月16日(火) 午後5時
- その他 運動靴や動きやすい服装でお越しください。
- 申し込み・問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習班 (ヴィーブル) ☎248-5555



災害復興商品券 対象工事額を100万円以上から50万円以上に引き下げます

熊本地震で被災した住宅や店舗について、復旧工事費用の一部を商品券で助成しています。9月から受付期間を延長し、対象工事額を引き下げます。新しい申請書や詳しいチラシは、8月下旬から市ホームページ・商工振興課(合志庁舎)、西合志庁舎総合案内、各支所で配布します。

- 9月1日(木)からの変更点
- 対象となる工事の金額 100万円以上 → 50万円以上
- 受付期間 8月31日(水)まで → 平成29年3月31日(金)まで

- 対象工事 次の2つを満たすもの
- 申請者が市内に所有し、熊本地震で被災した住宅や店舗の安全回復に必要な復旧工事
- 費用が1棟につき合計50万円以上(税込)のもの

- 助成内容
 - 市内の工事事業者を利用する場合 …5万円分の商品券
 - 市外の工事事業者を利用する場合 …2万5千円分の商品券
- ※1棟の復旧にかかる工事費は合算できます。市内・市外両方の事業者を利用することもできます。その場合の助成額はお尋ねください。

●申し込み・問い合わせ先 商工振興課(合志庁舎) ☎248-1115